

議第17号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年度」を「令和7年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分するため提案するものである。

議第18号

山形県高等学校等教育改革促進基金条例の設定について

山形県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように制定する。

山形県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進に係る事業を実施するため、山形県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

山形県高等学校等教育改革促進基金を設置するため提案するものである。